議 案 目 録

令和5年(2023年)5月18日

番号	件	名
議案第 31 号	専決処分につき承認を求めることについて (令和5年度(2023年度)彦根市一般会計補正予算(第15	클))
議案第 32 号	令和5年度(2023年度)彦根市一般会計補正予算(第2号)
議案第 33 号	専決処分につき承認を求めることについて (彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部	を改正する条例)
議案第 34 号	彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについ	いて

議案第 33 号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)5月18日

彦根市長 和田裕行

専決処分につき承認を求めることについて

彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)および彦根市都市計画税条例(昭和 33 年彦根市条例第 4 号)の一部を改正することについては、特に緊急に処理する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、議会の承認を求める。

専決第4号

彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例について

彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)および彦根市都市計画税条例(昭和 33 年彦根市条例第 4 号)の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和5年(2023年)3月31日

彦根市長 和田裕行

彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例

(彦根市市税条例の一部改正)

第1条 彦根市市税条例(昭和25年彦根市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第 46 条中「第 5 号の 15 様式」の次に「または第 5 号の 15 の 2 様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第 48 条第 1 項および第 5 項中「第 22 号の 4 様式」の次に「または第 22 号の 4 の 2 様式」 を加える。

第 50 条第 1 項中「第 22 号の 4 様式」の次に「または第 22 号の 4 の 2 様式」を加え、同条 第 2 項中「においては」を「には」に改める。

第 98 条第 1 項および第 5 項ならびに第 101 条第 1 項中「第 34 号の 2 の 5 様式」の次に「または第 34 号の 2 の 5 の 2 様式」を加える。

付則第5条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

付則第7条中「、第63条または第64条」を「または第63条」に、「、第63条もしくは 第64条」を「もしくは第63条」に改める。

付則第7条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号

19 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

付則第7条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第13項」を「附 則第7条第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

- 11 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 16 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号(個人番号または 法人番号を有しない者にあっては、住所および氏名または名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類および床面積
 - (3) 家屋の建築年月日および登記年月日
 - (4) 当該工事が完了した年月日
 - (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

付則第 12 条の 2 の前の見出しおよび同条を削り、付則第 12 条の 2 の 2 に見出しとして「(軽自動車税の環境性能割の非課税の範囲の特例)」を付し、同条を付則第 12 条の 2 とし、付則第 12 条の 2 の 3 を付則第 12 条の 2 の 2 とする。

付則第12条の6第3項を削る。

付則第13条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」

に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項および次項において「ガソリン軽自動車」という。)」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a (a)中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a (a)中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に

付則第13条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

改め、同項を同条第4項とする。

付則第14条の2第1項および第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。 (彦根市都市計画税条例の一部改正)

第2条 彦根市都市計画税条例(昭和33年彦根市条例第4号)の一部を次のように改正する。 付則第1条の2の見出し中「附則第15条第33項等」を「附則第15条第32項等」に改 め、同条第1項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第2項中 「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第3項中「附則第15条第39 項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第4項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第39 条第43項」に改める。

付則第 11 条中「第 10 項、第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項もしくは第 44 項」を「第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項もしくは第 46 項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の彦根市市税条例(次条第2項において「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定 資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の彦根市市税条例付則第12条の2および第12条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 2 新条例付則第 13 条の規定は、令和 5 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用 し、令和 4 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 第4条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の彦根市都市計画税条例(次項において「新都市計画税条例」という。)の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第18号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新都市計画税条例付則第11条の規定の適用については、同条中「、第43項もしくは第46項」とあるのは、「もしくは第43項」とする。

議案第 34 号

彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについて 上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)5月18日

彦根市長 和田裕行

彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについて

彦根市監査委員に下記の者を選任することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 196 条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市日夏町 2838 番地 12
- 2 氏 名 森 田 充
- 3 生年月日 昭和 47年(1972年)11月1日